令和２年２月２７日

受講生各位

公益社団法人　大阪労働基準連合会

新型コロナウイルスに係る対応について

日頃は当連合会の事業の推進について、ご理解・ご支援頂きお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスについては、日々刻々と状況が変化しており、現時点において収束に向かう目途は見えておりませんが、大阪労働局から、令和２年２月４日付け大労基発第０２０４第２号及び令和２年２月５日付け大労基発第０２０５第３号（別添）により、今後の感染症のさらなる拡大防止の要請があり、風邪のような症状がある場合は、仕事を休み外出を控えること等が推奨されています。

当連合会では、受講者の感染防止として、咳エチケットや手洗いなどの励行をお願いすると共に、ウイルス対策用の空気清浄機の多数設置、講習会場扉の開放による換気の向上、講習会場の机やイス等のアルコール洗浄など感染防止対策を実施しています。

なお、当連合会は、労働災害防止等のための講習を実施する公益法人として、現時点で講習の中止は予定しておりませんが、受講される方におかれましては受講者の皆様の感染防止の観点から、下記のとおりご対応にご協力をお願い致します。

また、今後の国内での感染拡大状況により講習の中止を決定せざるを得ない状況も危惧されますので、講習実施に変更ある際には、当連合会のホームページでご案内するとともに当会より受講予定の方に直接連絡させて頂きます。

受講者の皆様の安全と健康確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

１　風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に咳エチケットや手洗いなどの実施が重要です。受講の際には感染症対策のため「手洗い」や「咳エチケット（マスク着用等）」の感染症予防対策をお願いします。

２　発熱等の風邪のような症状がみられるときは、無理をせず、受講を延期いただく等検討願います。なお、受講延期をご希望の場合は、受講日の前日までにご連絡頂き、次回講習等への振替についてご相談願います。

３　連合会講習等担当職員や講師も感染予防措置としてマスクを着用している場合がありますのでご了承願います。

大労基発 0204 第２号
令和２年２月４日

公益社団法人　大阪労働基準連合会　会長　殿

大阪労働局労働基準部長

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る対応について

労働衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

中華人民共和国湖北省武漢市における肺炎については、当該肺炎の患者の検体から新型コロナウイルスが同定されており、中国当局によって暫定的に当該肺炎の原因と判断されています。

今般、日本国内において新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が確認されたことから、新型コロナウイルスに関連した肺炎について、１月 28 日付けで「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部」が設置されたところです。

新型コロナウイルスに関連した肺炎に関する情報は、厚生労働省ホームページ「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」にまとめられており、その中で「中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q&A」を公表しています。

つきましては、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る対応がまとめられている厚生労働省ホームページについて御了知いただきますようお願いします。

○「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」（厚生労働省ホームページ）について
Q&A（令和２年１月 27 日時点）も掲載されています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

公益社団法人
大阪労働基準連合会
2年 2.06
第 3 号
受付

新型コロナウイルスに関する事業者・職場のQ&A

（令和２年２月４日時点版）

＜安全衛生に関する問い合わせ＞
問1　職場で取り組むべき新型コロナウイルス対策にはどのようなことがありますか。

予防法としては、一般的な衛生対策として、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、咳エチケット※や手洗い、うがい、アルコール消毒など行っていただくようお願いします。

また、湖北省から帰国・入国される方あるいはこれらの方と接触された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に保健所へ連絡したうえで、受診していただきますよう、御協力をお願いします。

また、医療機関の受診にあっては、湖北省の滞在歴があることまたは湖北省に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出てください。

※　咳エチケットとは、感染症を他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえることです。
特に電車や職場、学校など人が集まるところで実践することが重要です。

ページの先頭へ戻る

問2　労働者が湖北省に滞在していましたが、どのような対応をしたらよいのでしょうか。

入国してから2週間の間に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、あらかじめ保健所に連絡の上速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、湖北省への滞在歴があることを申告してください。ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

また、湖北省に滞在していた方と接触された方で咳や発熱等の症状がある場合にも同様に受診してください。

ページの先頭へ戻る

問3　労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか。

２月１日付けで、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたことにより、労働者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、感染症法に基づき、都道府県知事が就業制限や入院の勧告等を行うことができることとなりますので、それに従っていただく必要があります。

労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業制限の措置については対象となりません。

ページの先頭へ戻る

＜労働基準法に関する問い合わせ＞
問4　新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内ではヒトからヒトへの感染は認められるものの、我が国において、現在、流行が認められている状況ではありません。

国民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取扱については、労使で十分に話し合っていただき、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いします。

なお、賃金の支払の必要性の有無等については、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案すべきものですが、法律上、労働基準法第26条に定める休業手当を支払う必要性の有無については、一般的には以下のように考えられます。（以下は現時点の状況を基にしており、今後の新型コロナウイルスの流行状況等に応じて変更される可能性がありますのでご留意ください。）

①労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合

新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。

②労働者に発熱などの症状があるため休業させる場合

新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休む場合は、通常の病欠と同様に取り扱っていただき、病気休暇制度を活用すること等が考えられます。

一方、例えば熱が37.5度以上あることなど一定の症状があることのみをもって一律に労働者を休ませる措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

大労基発 0205 第３号
令和２年２月５日

公益社団法人　大阪労働基準連合会　会長　殿

大阪労働局労働基準部長

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る対応の徹底について

労働衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和２年２月４日付け大労基発 0204 第２号により、事業者等から一般的な問合せがあった場合の対応に当たって、厚生労働省ホームページを参考としていただきますようお願いさせていただいたところですが、本年１月 31 日（日本時間）、新型コロナウイルスについて、世界保健機構（WHO）において「国際的な公衆衛生上の緊急事態」が宣言されたことから、今後は、感染症のさらなる拡大防止に努める必要があります。

このため、会員や関係事業場等などからの相談において、新型コロナウイルスの感染を予防するための相談等がなされた場合には、

・　一般的な衛生対策として、咳エチケット（※１）や手洗いなどを行っていただくこと

※１　咳エチケットは、感染症を他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること

また、医療機関への受診に関する相談がなされた場合については、厚生労働省ホームページにおいて、入国前に滞在した地域が、武漢市から湖北省へ拡大したことに留意していただき、

・　湖北省（※２）からの帰国後２週間の間に、発熱（37.5 度以上）や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、速やかにお住まいの地域の保健所に連絡し、医療機関を受診すること。ご不明な点は、最寄りの保健所に問い合わせること

・　また、湖北省に滞在していた方と接触された方で咳や発熱等の症状がある場合にも同様に受診すること

公益社団法人 大阪労働基準連合会 2年 2.07 第 4 号 受付

を御指導いただくとともに、厚生労働省の専用相談窓口を案内いただきますようお願いします。

※２　保健所に問い合わせる等の対応が必要な方については、今後の流行状況に合わせて変更の可能性があることから、適宜厚生労働省ホームページを確認していただきますようお願いいたします。

○厚生労働省の専用相談窓口

電話番号：０３－３５９５－２２８５

○「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」（厚生労働省ホームページ）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症に関するＱ＆Ａ」

（一般の方、医療機関・検査機関の方向け（令和２年１月31日時点））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

（事業者・職場でのQ&A（令和２年２月１日時点））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00002.html

○「保健所管轄区域案内」（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hokenjo/

感染症対策へのご協力をおねがいします

咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- **マスク**を着用します。
- ティッシュなどで**鼻と口を覆います。**
- とっさの時は**袖や上着の内側で覆います。**
- 周囲の人から**なるべく離れます。**

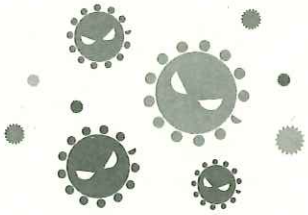

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう

マスクを着用する（口・鼻を覆う）

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる

正しいマスクの着用

1. 鼻と口の両方を確実に覆う
2. ゴムひもを耳にかける
3. 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（１週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴**です。
感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。
特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が４日以上続いている
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※　高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が２日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、
専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。
マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口　電話番号　0120-565653（フリーダイヤル）
受付時間　9:00～21:00（土日・祝日も実施）

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方　FAX　03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

令和2年2月17日改訂版